

公立大学法人富山県立大学研究倫理規準

平成 27 年 4 月 1 日制定
平成 30 年 2 月 27 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和元年 7 月 22 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 10 月 1 日一部改正

1 基本的な考え方

富山県立大学は、「先端技術」「環境・資源」「人間」の 3 つの課題を柱としながら、持続可能な社会の実現と真に豊かな人間生活の創造に寄与する、世界水準の独創的な研究を進めることを基本目標のひとつに掲げている。

大学における研究が公共の福祉の増進に寄与し、継続的に進展を遂げるためには、研究の自由と研究者の自治が保障されなければならないが、これらはあくまで社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得るものである。

このため、研究者には、社会に対する説明責任を果たし、研究と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画するとともに、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立することが求められている。

この規準は、本学の研究が社会からの信頼を得つつ適正に推進されるよう、本学の研究者が研究を遂行する上で遵守すべき事項を定める。

2 研究者の定義

この規準において「研究者」とは、本学の専任教員のほか、本学において研究活動に従事する全ての者をいい、学生であっても、研究に関わるときは、これに含まれるものとする。

3 研究者の責務

3-1 基本的事項

3-1-1 研究者は、本学の使命の実現に向け、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない。

- 3-1-2 研究者は、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。
また、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別してはならない。
- 3-1-3 研究者は、我が国の法令及び本学の諸規程のほか、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守しなければならない。
- 3-1-4 研究者は、自己研鑽に努め、常にその能力を最高水準に保つようにしなければならない。また、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解するように努め、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に謙虚に自覚しなければならない。
- 3-1-5 研究者は、異なる学問分野等に係る固有の文化や価値観等の理解に努め、それらを尊重しなければならない。
- 3-1-6 研究者は、行動規範や研究費の事務処理ルールに関するコンプライアンス研修会及び研究倫理教育を受講しなければならない。

3-2 研究計画の立案・実施

- 3-2-1 研究者は、研究計画の立案・提案に当たっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認しなければならない。また、他者の独創性・新規性は、尊重しなければならない。
- 3-2-2 研究者は、共同研究者が相互に独立した対等の研究者であることを理解し、互いの学問的立場を尊重しなければならない。また、教員は、学生が研究活動に加わる時は、その者が不利益を被らないように十分配慮しなければならない。
- 3-2-3 研究者は、自ら携わる研究の意義と役割を公開・説明するものとする。
- 3-2-4 研究者は、研究成果の公表に当たっては、研究方法等を他の研究者が追試、検証できるようできるだけ具体的に提示しなければならない。また、自らの専門領域における相互評価・監査（ピアレビュー）に積極的に関与するものとする。
- 3-2-5 研究者は、研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性が生じた場合は、研究途中であっても、その研究を続行するか否かについて慎重に検討しなければならない。
- 3-2-6 研究者は、産学官連携に携わるに当たっては、大学の本来の使命である教育・研究をおろそかにするような利益相反行為の防止に努めなければならない。

3-3 研究における研究対象者の意思の尊重（インフォームド・コンセント）

- 3-3-1 研究者が、人の思想信条、財産状況、社会環境や心身の状況等の個人に関する情報・データの提供を受けての研究及び人を被験者とする研究（以下「人を対象とする研究」という。）を行うときは、当該研究の対象となる者（以下「研究対象者」という。）に対して、その目的及び意義、情報・データの収集及び利用の方法並びに研究対象者が被る可能性のある不利益について十分説明しなければならない。
- 3-3-2 研究者は、研究対象者に対し、不利益を受けることなくいつでも人を対象とする研究への協力を中止し又は協力の同意を撤回する権利を有することを説明しなければならない。
- 3-3-3 研究者は、研究対象者が上記の説明内容を理解したことを確認した上で、自由意思により同意した旨を、原則として文書で確認するものとする。
- 3-3-4 人を対象とする研究を行うに当たっては、関係法令・規程等及び富山県立大学「人を対象とする研究」倫理審査規程を遵守して行わなければならない。

3-4 資料・データ等の適切な方法による収集・管理

- 3-4-1 研究者は、資料やデータ等の収集に当たっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法・手段により行わなければならない。
- 3-4-2 研究者は、研究によって生じたデータ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究データ等を研究が終了若しくは中止したとき又は研究に基づく論文等が公表された時のいずれか遅い時期から、研究によって生じたデータ及び実験・観察ノートは10年間、その他の研究データは5年間、善良なる管理者の注意義務をもって保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。なお、関係法令・規程等に保存期間の定めのある場合は、それに従うものとする。また、個人に関する情報・データについては、研究対象者との合意を得た期間とする。
- 3-4-3 研究記録は、研究者の当該研究活動の経過を具体的に示す大切な証拠であり、権利確保のためにも必ず作成し、適正に保管しなければならない。

3-5 個人情報の保護

- 3-5-1 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に扱われるべきも

のであり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき利用目的の明確化、内容の正確性の確保等その適正な取り扱いに努めなければならない。

3－5－2 研究者は、研究対象者に関する情報の管理に万全を期すとともに、職務上知り得た個人情報を本人の承諾なくして他に提供してはならない。また、その職を辞した後も同様とする。

3－5－3 研究者は、研究の推進上研究対象者に関する個人情報の取扱いを外部に委託するときは、委託先に安全管理の方法の明確化と個人情報保護の徹底を義務付けなければならない。

3－5－4 研究者は、個人情報の取扱いに関する苦情等には誠実に対応しなければならない。

3－6 研究機器・薬品等の安全管理

3－6－1 研究者は、研究実験において研究装置・機器、薬品、各種材料等を用いるときは、関係法令・規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

3－6－2 研究者は、研究実験の過程で生じた残滓物、廃棄物、使用済みの薬品・材料等については、責任を持って処理しなければならない。

3－7 動物実験、遺伝子組換え実験等における安全管理

動物実験、遺伝子組換え実験等については、関係法令・規程等及びそれぞれ次に掲げる学内規程を遵守して行わなければならない。

(1) 動物実験

富山県立大学における動物実験等に関する規程

(2) 遺伝子組換え実験

富山県立大学遺伝子組換え実験等安全管理規程

(3) 放射性同位元素の取扱い及び管理

富山県立大学放射線障害予防規程

(4) 核燃料物質の計量及び管理

公立大学法人富山県立大学工学部核燃料物質計量管理規程

3－8 研究成果の公表等

3－8－1 研究者は、研究遂行中において適宜進捗状況の自己点検を行い、研究対象者等からの研究の進捗状況の問い合わせ等に対しては、誠実に対応しなければならない。

- 3-8-2 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため公表しなければならない。ただし、特許権の取得等合理的な理由がある場合は、相当の期間、公表しないものとするができる。
- 3-8-3 研究者は、研究成果の公表に当たっては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 3-8-4 研究者は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、ねつ造、改ざん、又は盗用等の不正な行為をしてはならない。
- ・ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - ・改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - ・盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- 3-8-5 研究成果の公表における不適切な引用、引用の不備、自己に都合のよい誤解を生じる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあるので、研究者は、適切な引用及び真摯な表現をしなければならない。
- 3-8-6 研究成果の公表に当たっては、当該研究に直接関与し、その結果に責任を負う者を著者・共著者としなければならない。

3-9 研究費の適切な管理

- 3-9-1 研究者は、研究費の原資が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団・企業等からの助成金・寄附金等によって賄われていることを深く認識し、研究費の適正な使用・管理に努めなければならない。
- 3-9-2 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係法令、当該補助金等の使用規則等及び公立大学法人富山県会計規程、公立大学法人富山県立大学契約取扱事務細則を遵守しなければならない。
- 3-9-3 研究費に関する証拠書類等については、公立大学法人富山県立大学文書管理規程等に基づき所定の期間、適切に管理・保存しなければならない。

3-10 他者の業績評価における留意事項

- 3-10-1 研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を自己又は第三者の利益のために不正に利用したり、他に漏らしてはな

らない。

- 3-10-2 研究者が審査員として他の研究者の業績評価を行うときは、評価に恣意的な観点を混入してはならない。また、求められている評価が自己の能力を超えていたり、利害関係があるため公正な評価が困難であると判断するときは、審査員を辞退すべきである。

4 大学の責務

4-1 責任と権限の明確化

大学及び研究活動に関わる者の責任と権限の明確化を図るため、次に定める者を法人に置く。

- 4-1-1 法人全体を統括するとともに、研究活動について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。
- 4-1-2 最高管理責任者を補佐し、研究活動について法人全体を統括する実質的な権限と責任を持つ者として、統括管理責任者を置き、学長をもって充てる。
- 4-1-3 研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、部局の長をもって充てる。
- 4-1-4 研究倫理に関する意識の高揚及びに知識の定着・更新を図るための実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

4-2 啓発・研修の実施

最高管理責任者は、研究者及び事務職員等に対し、行動規範や研究費の事務処理ルールに関するコンプライアンス研修会及び研究倫理教育を定期的に実施し、受講者に誓約書等の提出を求めるものとする。

4-3 富山県立大学研究倫理委員会の設置等

- 4-3-1 本学は、本規準に関する違反行為（以下「違反行為」という。）が行われていることを知った者及び当該違反行為により不当又は不公正な扱いを受けている者からの相談・通報を受け付ける窓口を設置する。ただし、相談・通報は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的のものであってはならない。通報窓口及び不正行為等に係る調査手続きに関し必要な事項は、別に定

める。

4－3－2 本規準の運用に関する事項の審議及び違反行為に対する事実関係の調査等の適切な対応を行うため、富山県立大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

4－3－3 本規準に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

4－4 違反行為が認められた者に対する措置

本学は、委員会の調査の結果により違反行為が認められた者に対して適切な措置をとるものとする。

5 事務

この規準に関する事務は、事務局経営企画課が行う。

6 補則

この規準に定めるもののほか、この規準の施行に関して必要な事項は、別に定める。